

吹田市水道部公告第24号

新車更新リース（小型乗用車または普通乗用車）に係る一般競争入札を下記のとおり実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき公告します。

令和6年5月27日

吹田市水道事業管理者 前田 聡

記

制限付一般競争入札実施要領

- 1 入札対象物品 新車更新リース（小型乗用車または普通乗用車）
- 2 リース台数 1台
- 3 リース期間 令和7年1月1日から84か月
又は令和7年2月1日から84か月
又は令和7年3月1日から84か月
本契約は地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定に基づく長期継続契約である。
- 4 納入場所 吹田市南吹田3丁目3番60号 吹田市水道部
- 5 最低制限価格 設定しない
- 6 入札回数 2回までとする
- 7 入札の保証
入札の保証は免除する。ただし、落札者が本契約を締結しない場合は、違約金として落札金額の1年当たりの額の100分の3に相当する金額を納付しなければならない。
- 8 契約の保証
落札者は、次の（1）から（4）までに掲げるいずれかの方法により、契約金額の1年当たりの額の100分の10以上の契約の保証を付さなければならない。
 - （1）契約保証金の納付
 - （2）契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
 - （3）この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、発注者が
確実と認める金融機関の保証書の提供
 - （4）この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約に係る

保険証券の提出

9 入札参加資格

以下に掲げる要件を全て満たしている者であること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 本市の入札参加有資格者名簿（物品等各種契約）登載業者であり、「賃貸」を参加希望種目としている者であること。
- (3) 公告の日から入札日までの間、吹田市指名停止措置要領に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。
- (4) 公告の日から入札日までの間、吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領に基づく入札参加除外の措置を受けていない者であること。また、同要領別表に掲げる措置要件に該当しない者であること。
- (5) 会社更生法又は民事再生法に基づき更生又は再生手続開始の申立てがなされている者については、更生計画又は再生計画の認可決定の確定を受けている者であること。

10 入札参加資格確認申請手続

- (1) 本入札の参加希望者は、入札参加資格を有することの確認を受けるため、(2)に示す書類を提出し、本市水道部の確認を受けなければならない。

(2) 入札参加資格確認申請に必要な書類

入札参加資格確認申請書（様式1）（以下「申請書」という。）

(3) 申請書の提出

ア 提出期間

令和6年5月27日（月）から令和6年6月19日（水）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時30分まで（正午から午後0時45分までを除く。）

イ 提出先

（郵送の場合） 〒564-8551 吹田市水道部企画室経理グループ（住所の記載は不要）

（持参の場合） 吹田市南吹田3丁目3番60号 吹田市水道部 本館3階 企画室

（メールの場合） メールアドレス sui-keiyaku@city.suita.osaka.jp

ウ 申請書の取得方法

申請書及びその他の入札関係書類については、吹田市のホームページ＞産業・まちづくり・環境＞入札・事業者募集・契約＞水道部契約・入札情報＞物品・修繕・委託業務等＞2024年度一般競争入札（物品・修繕・委託業務等）一覧（以下「ホームページ」という。）からダウンロードすること。

エ その他

（ア）申請書の作成に係る費用は、提出者の負担とする。

（イ）提出された申請書は、返却しない。

（ウ）申請書の提出はメール（送信後は電話により到着確認を行うこと）、持参又は郵送（配達記録の残るものに限る。）によるものとし、(3)アに記載する期間内に必着のこと。

- (4) 入札参加資格の確認の結果は、令和6年6月24日（月）までに、申請者に電話連絡したうえでメールにて通知する。入札参加資格がないと認めた者には、その理由を付して同

様に通知する。

- (5) 期限までに申請書を提出しない者又は本市水道部が入札参加資格がないと認めた者は、本入札に参加することができない。

11 入札説明会

入札説明会は開催しない。

12 質疑及び回答

(1) 質疑受付期間

令和6年5月27日（月）から令和6年6月7日（金）午後4時までとし、メールにより受け付ける。送信後は電話により到着確認を行うこと。

質疑書の様式（様式2）は吹田市水道部のホームページからダウンロードすること。受付メールアドレスは「10 入札参加資格確認申請手続（3）イ」のとおり。

(2) 回答期日

令和6年6月13日（木）午後5時30分までに、ホームページに掲載する。なお質疑がない場合もその旨掲載する。

13 入札の日時及び入札場所

(1) 入札日時 令和6年7月1日（月） 午前11時（時間厳守）

(2) 入札場所 吹田市南吹田3丁目3番60号 吹田市水道部 本館4階 入札室
委任状（様式4）・入札書（様式5）をホームページからダウンロードし、使用すること。

14 入札方法

(1) 郵送、宅配、電送又は電報による入札は認めない。

(2) 入札で開札した場合において、予定価格の制限の範囲内の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。ただし、入札回数は2回までとする。

(3) 再度入札を実施した場合において、予定価格の制限の範囲内の入札がないときは、最低の価格をもって入札をした者と、随意契約を締結するための交渉を行うものとする。

15 入札の辞退

入札参加資格確認申請書（様式1）を提出した後、入札を辞退する事情が生じた場合は、上記入札日時までに入札辞退届（様式3）を提出するものとする。

入札辞退届の様式はホームページからダウンロードすること。

16 入札金額

入札金額はリース期間84か月間の総額を記載すること。

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下「契約希望金額」という。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

17 入札の無効

入札に参加する資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札並びに吹田市水道部入札心得書（以下「入札心得書」という。）において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。なお、本市水道部により入札参加資格がある旨を確認された者であっても、当該確認の後、入札時点において「9 入札参加資格」に掲げる資格のない者のした入札は無効とする。

18 落札者の決定

- (1) 有効な入札を行った者のうち、入札価格が予定価格の制限の範囲内で最低価格のものを落札者とする。
- (2) 落札者となるべき同価格の入札をした者が2者以上ある場合は、入札参加者を立ち合わせて直ちに当該入札をした者に「くじ」を引かせて落札者を決定する。なお、当該入札者は「くじ」を辞退することはできない。
- (3) 書類審査その他により、故意に虚偽の申請をするなど不正な手段を用いて入札に参加したことが判明した場合には、本市指名停止措置要領に基づき指名停止を行うなど厳正に対処するので注意すること。
- (4) 入札参加者が2者に満たない場合も入札は成立するものとする。
- (5) 落札者は本案件に係る内訳書を提出すること。

19 誓約書の提出

落札者は、吹田市暴力団の排除等に関する条例第8条第2項に規定する暴力団員及び暴力団密接関係者でない旨の誓約書（様式6）を提出すること。

20 落札決定の取消し

- (1) 吹田市水道部は、落札者の決定日から契約の確定日までの間に落札者が次のアからエまでのいずれかに該当したときは、当該入札の落札決定を取り消すことができる。
 - ア 吹田市指名停止措置要領に基づく指名停止の措置を受けたとき
 - イ 吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領に基づく入札参加除外措置を受けたとき又は同要領別表に掲げる措置要件に該当したとき
 - ウ 入札心得書第11条第11号に該当する行為があったと認められるとき
 - エ 正当な理由がなく、入札心得書第14条に定める期間内に契約を締結しないとき
- (2) (1) のアからエまでの規定により落札決定を取り消したことについて、本市水道部は一切の責めを負わないものとする。

21 契約の締結

契約の締結に当たっては、契約書の作成を要する。
契約予定日は令和6年7月10日とする。

22 入札の中止又は延期

本件において、特別な事情が発生した場合には、入札を延期又は中止することがある。

23 その他

- (1) 入札参加者は、この公告のほか、吹田市水道部会計規程、吹田市財務規則、入札心得書及び仕様書等の内容を承認の上、入札を行うこと。
- (2) この契約は、地方自治法第234条の3の規定による長期継続契約であるため、この契約を締結する年度の翌年度以降において当該契約に係る支出予算に減額又は削除があった場合、この契約を変更し又は解除することがある。
- (3) 予算の減額又は削減に伴い契約の解除等を行う場合、借入金額の未済額の支払い等は協議して定めるものとする。
- (4) 当公告の内容について変更の必要が生じた場合は、ホームページへ提示するので、入札参加者は適宜、確認のこと。

24 問い合わせ先

吹田市南吹田3丁目3番60号

吹田市水道部企画室経理グループ（水道部本館3階）

電話 (06) 6384-1253（直通）

FAX (06) 6384-1902

メールアドレス sui-keiyaku@city.suita.osaka.jp